

第9章 非イスラーム国のイスラーム金融

著者	吉田 悦章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	23
雑誌名	世界に広がるイスラーム金融 : 中東からアジア, ヨーロッパへ
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00016945

第8章

インドネシアにおけるイスラーム金融の発展

濱田 美紀

はじめに

インドネシアは世界で最大のムスリム人口を抱える国であるが、イスラーム金融の歴史は浅い。インドネシアを1965年から1998年まで32年間統治したスハルト政権は、イスラームを含め宗教を国家運営から排除していたため、イスラームはインドネシアの政治・経済システムに組み込まれてこなかった。インドネシアにおけるイスラーム金融の始まりは1992年であるが、その活動が本格化するのは1998年のスハルト退陣後、金融・経済危機の混乱が収束し、落ち着きを取り戻す2002年以降である。人口2億3000万人の約8割がムスリムであるインドネシアにとって、イスラーム金融の発展は金融部門全体の発展に貢献するものと期待されている。

インドネシアでは、イスラーム金融市場の国際ハブを目指すマレーシアや、金融先進国のシンガポールなどの隣国とは異なり、イスラーム金融は国内金融市場での中小零細企業への資金提供の新たなチャネルとなることが期待されている。

本章では、最近のインドネシアにおけるイスラーム金融の制度的整備の現状をまとめたうえで、中小企業貸出におけるイスラーム金融の現状を分析する。第1節で近年のイスラーム金融の現状を確認した後、第2節で制度的な環境の整備の進捗をまとめる。第3節では小規模な銀行であるイスラーム庶民信用銀行の貸出を中心にイスラーム銀行の中小零細企業への貢献を検討し、最後にイスラーム金融の今後の課題を述べる。

第1節 イスラーム金融の現状

1. イスラーム金融の導入と法の整備

インドネシアでイスラーム金融が正式に導入されたのは1992年である。1992年に改正された銀行法のなかで初めてシャリーア（イスラーム法）の原則にもとづいた銀行業務が認められ「損益分配」というイスラーム金融特有の概念が組み込まれた。インドネシアの銀行部門は2種類の銀行からなり、一般商業銀行とその下に規模がより小さく業務の範囲も限られている庶民信用銀行（bank perkreditan rakyat: BPR）がある。イスラーム商業銀行としては、銀行法改正に先立つ1991年にインドネシア・ムアマラット銀行（Bank Muamalat Indonesia）が創業し、翌1992年にスハルト時代のインドネシアにおける唯一のイスラーム商業銀行として業務を開始した。庶民信用銀行のなかでも1991年からシャリーアに則ったイスラーム庶民信用銀行（BPR Syariah）の設立が始まっている。この時期から1997年のアジア通貨危機まで、インドネシア経済は大量の外国資本の流入により年平均7%の経済成長を続け、銀行部門も拡大を続けたが、イスラーム金融に関してはとくに大きな進展はみられなかった。

1997年のアジア通貨危機に続く1998年のスハルト政権崩壊を受け、インドネシアの経済、とくに銀行部門は壊滅的な打撃を受けた。インドネシアはIMFの指導のもと、銀行をはじめとする金融部門の再建を図った。宗教を経済活動から排除していたスハルト大統領が退陣したことにより、金融部門の再建築の一部としてイスラーム金融制度の整備も可能となった。1998年11月に1992年銀行法が改正され、一般銀行と並びシャリーアにもとづいたイスラーム銀行が導入された。翌1999年に、中央銀行の独立性を確保するため中央銀行法が制定され、そのなかでイスラーム銀行が一般銀行と区別されて、中央銀行の監督対象となった。

2000年以降、世界的なイスラーム金融市場の拡大を背景に、インドネシアでもイスラーム金融の法的な整備が必要であることの認識が高まってきた。2002年に中央銀行はイスラーム銀行発展のための詳細な計画（青

写真)を作成し、それにもとづき法的な整備を進めてきた。2004年には預金保険機構法においてイスラーム銀行も預金保険の対象となることを定め、2006年の宗教裁判法ではイスラーム銀行が対象に入った。2007年には、株式会社法でシャリーアにもとづく株式会社についてシャリーア・ボードの設置を定めた。続く2008年にはイスラーム国債法が制定され、同年、イスラーム金融の基盤となるイスラーム銀行法も制定された。それまで銀行業務にイスラーム金融を導入しながらも詳細な規定がされていなかったが、この根拠法の成立によりイスラーム銀行を一般的な銀行と切り離し、それぞれに業務の拡大を進めることが可能となった。

2. イスラーム銀行部門の拡大

(1) イスラーム銀行部門

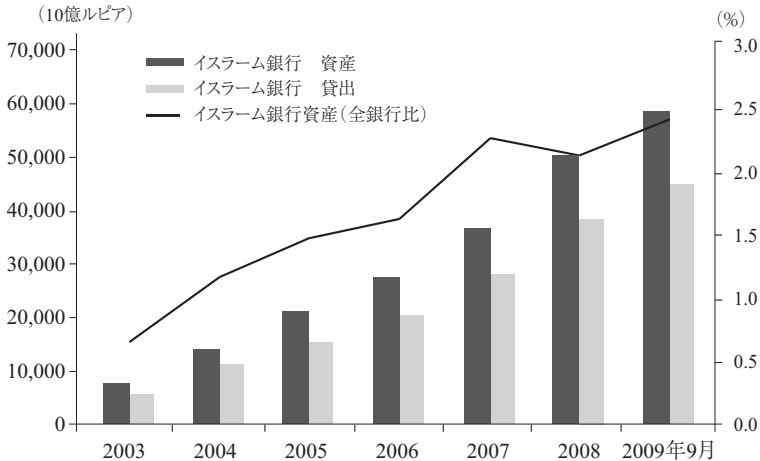
2009年末時点で、インドネシアの商業銀行は121行あるが、そのうちイスラーム専門銀行は6行(支店数711店)あり、25の商業銀行がイスラーム金融を専門に扱う部門イスラーム・ビジネス・ユニット(イスラミック・ウィンドウ)を設置してイスラーム金融商品を取り扱っている(287支店)。イスラーム庶民信用銀行は138行(225支店)ある。2005年にはこれらの銀行の支店数の合計は550支店であったが、過去4年間で支店の総数は2倍以上と急速に拡大している。

図1は、近年のイスラーム銀行数の推移と貸出量の推移である。2002年から2004年にかけては資産の伸びが毎年70%を超え、この急速な伸び率がイスラーム金融に対する期待感を高めたといえる。その後、伸び率は低下したものの、2007、2008年にも35%を超える伸びを示している。こうした急速かつ継続的な拡大を背景に、政府・中央銀行は、2008年末までにイスラーム銀行の資産を全銀行資産の5%まで拡大することを目標に掲げたが、2009年も2%台にとどまっている。

(2) イスラーム金融拡大の背景

中央銀行がイスラーム銀行発展のための詳細な計画(青写真)(表1)

図1 イスラーム銀行の拡大（2003～2009年）



(出所) インドネシア銀行, *Indonesian Financial Statistics*, 2009年11月号。

を作成した2002年は、アジア通貨危機の後、停滞を続けた銀行貸出が増加に転じ、ようやく銀行部門全体の計画を具体的に描けるようになった時期であった。その時期にイスラーム銀行が注目されたのは、1997年の銀行危機時にインドネシア・ムアマラット銀行やイスラーム庶民信用銀行をはじめとするイスラーム銀行のダメージが比較的小さかったため、イスラーム金融の有効性が改めて着目されたためといわれている。さらに銀行の金融仲介機能が十分に回復していないなかで、実物部門への新たな資金供給経路として期待が寄せられたといえる。

これに加え外部的な要因として、イスラーム金融を通じてイスラーム諸国会議機構（Organization of the Islamic Conference）加盟国の経済成長の促進を目的とする国際機関であるイスラーム開発銀行（Islamic Development Bank: IDB）も、ムスリム人口の多いインドネシアにおけるイスラーム金融の将来性に注目し、インドネシアで啓蒙活動を始めたことがある。さらに2003年末にインドネシア政府は、アジア通貨危機時に受けたIMFからの融資を完済し、海外の援助に頼らず自立的な財政政策に舵を切った。そのため財政赤字をまかなう資金源を確保する必要があり、資金調達の多様

表1 イスラーム金融の青写真

	第Iステージ (2002年～2004年)	第IIステージ (2004年～2008年) (第Iステージで明らかになった問題点に焦点を当てる。)	第IIIステージ (2008年～2011年) 最終ステージ。国際水準の活動カービスを目指す。
i)	シャリアー・コンプライアンス シャリアーに基づいた金融概念への理解の促進 シャリアー規範の構築の促進 統一的な規制・監督のメカニズムの開発	より効率的なシャリアー監督活動の支援 シャリアー適格改善のためのインセンティブの開発	シャリアーと金融取引を対応させる統一的价格付け制度の実現
ii)	ブルーデンス政策 ブルードデンス政策と企業統治のための基礎作り 規制ネットワークの向上 銀行規制の向上とファイナンスバックメカニズムの構築 即時監視実施の調査	リスクベースの規制と監督の開発 市場の進出に関与する方針の開発	自主規制システムの構築
iii)	効率的な運営と競争力 規模の経済を確保するための支援 人的資本の開発 関係機関の相互協力 シャリアー調停機関の支援	戦略的提携の支援 関係機関の相互協力の確立	国際的に活動可能なプレーヤー創設と支援
iv)	システムの安定性と経済への貢献 イスラーム金融情報センターの設立の促奨 システムリスクに対処するコストの調査 シャリアー契約の利点に関する調査	イスラーム金融情報センターの役割強化 イスラーム金融格付け機関の支援 イスラーム保険預金の概念設計 自発的セクターに関する調査 損益分配方式活用の支援	包括的・統一的イスラーム金融システムの実現の支援
		イスラーム銀行発展のための大規模戦略(2007年発表)	2008年 イスラーム銀行へ の理解を深め、資 産は40%成長し50 兆ルピアを目指す。
		2009年 ASEANの中で「最 も魅力的」な市場 とし資産は87兆ル ピア(75%増)	2010年 ASEANで主要な市 場。資産は資産124 兆ルピア(81%増)
		イスラーム金融の目標	

(出所) インドネシア銀行。

化を図る必要があった。したがって豊富な資金を抱える中東などから、公的部門、民間部門を問わず資金を呼び込むための手段としてもイスラーム金融市場の整備が重要課題となった。

(3) 銀行の資産構成

表2のイスラーム銀行の資産構成をみると、財の売買を介在させるコスト・プラス契約であるムラーバハが56%を占めている。一方、イスラーム金融の重要な特徴である、損益分配方式のムダーラバやムシャーラカはそれぞれ22%、14%にとどまっている。

ムダーラバやムシャーラカが少ない理由のひとつに、銀行の負債構成があると関係者は指摘している。銀行の資金調達の約85%はムダーラバ預金である。ムダーラバ預金は銀行に資金を信託し、銀行が投資する事業から得られる利益の配分を受ける仕組みであり、基本的には配当は銀行の投資からの利益の結果に依存する。しかし、実際の配当は利益均等化準備金（profit equalization reserve）などに配当がプールされ、そこから支払われるなど、ある程度標準化されている（吉田 [2007]）。そのためムダーラバやムシャーラカ投資の資産リスクとムダーラバ預金への配当はバランスせず、ムダーラバなどの損益分配方式の投資は難しいとされる。

さらに、損益分配方式では借り手の事業の失敗による損失を銀行も分担するため、事業のモニタリングが一般銀行融資より重要となり、高いリス

表2 イスラーム銀行貸出構成

	(単位：%)				
	2005	2006	2007	2008	2009
ムダーラバ	20.5	11.4	15.8	19.4	22.2
ムシャーラカ	12.5	19.9	20.0	16.2	14.1
ムラーバハ	62.3	61.7	59.2	58.9	56.1
サラーム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
イスティスナー	1.9	1.6	1.3	1.0	0.9
イジャラ	2.1	4.1	1.8	2.0	2.8
カルド	0.8	1.2	1.9	2.5	3.9
合計	100	100	100	100	100

(出所) 表1に同じ。

ク評価技術を要するが、それを行う人材がまだ十分でないなど問題が多い。さらに関係者の間では、損益分配方式を逆手にとって、借り手である事業者に利益が出て正しく銀行に報告しないのではないかという心配も大きい。この懸念は、銀行の不良債権が約60%にも達するという異常な状態に陥った1998年アジア通貨危機時に、実は不良債権化した企業の多くが、実際は返済する体力がありながら戦略的に支払を怠ったという経験にもとづいている。そのため、銀行の企業への不信心は大きく、物的担保があるムラーバハを通じて顧客との関係を強固にしたうえで、ムダーラバなどの損益分配方式に徐々に移行していくという漸次的な立場をとっている。

3. 銀行以外のイスラーム金融

(1) 資本市場

イスラーム国債の発行は、財政赤字のファイナンスを目的としている。とくに外国からの需要が増えることで市場に厚みが増し、イスラーム国債がイスラーム金融のベンチマークとなることを目的としている。イスラーム国債法では、イジャラ（リース契約）、ムダーラバ（投資家と起業家とのパートナーシップ契約）、ムシャーラカ（共同出資契約）、イステイスナー（建設プロジェクトなどのプロジェクト資金調達）の4種類の契約にもとづく債券が規定されている。2008年度、政府は8月に国内で4.69兆ルピア（約530億円）のイジャラによるイスラーム国債を発行した⁽¹⁾。続いて10月にニューヨーク市場で発行予定であった初の外貨建てイスラーム国債は、2008年夏以降の世界的な金融危機の影響を受け延期となり、2009年4月に6.5億米ドル（7兆ルピア）を発行した。条件は、期間5年（2014年4月23日償還）、利益分配率8.8%であった。世界金融危機以降、国際イスラーム債市場が低調にあるなかでの発行であったため、インドネシアのイスラーム国債の成功は、危機以降のイスラーム金融への不安の払拭に貢献すると同時にインドネシア経済の堅調さを世界に示した。続けて2009年11月10日には1.07兆ルピア（約120億円）のイスラーム国債を発行した⁽²⁾。

企業によるイスラーム債の発行も堅調である。2009年12月時点での事業債の発行残高88.6兆ルピアのうち5.3兆ルピア(6.0%)がイスラーム債である。既存発行総数234件のうち28件(12%)を占める。2009年に限ってみると、発行件数は74件中14件(18.9%)がイスラーム債であり、金額では29.4兆ルピアのうち2兆ルピア(6.7%)であった。契約の種類としては、14件の中ムダーラバ契約での発行は3件で、残りはすべてイジャラ契約によるものであった。イスラーム債と一般事業債の償還期間を比較するとイスラーム債の平均期間は4.5年、一般事業債は3.8年、中央値で見ると5年と3年であり、イスラーム債券の方が比較的長期的な資金調達となっており、企業の長期資金調達方法の多様化に貢献しているといえる。

(2) 保険

相互扶助の精神にもとづくイスラームの保険(タカフル)を専門に扱う会社は2009年3月時点で生命保険会社2社と損害保険会社1社の合計3社である。一般の生命保険会社では13の支店、損害保険会社では19の支店、再保険会社では3支店が、イスラーム支店としてタカフルを扱っている。

政府は2008年に保険会社に関する新しい規則を公布し、保険会社の最低資本金を新たに設定した。2010年末までに保険会社は最低資本金を1000億ルピアに、再保険会社は2000億ルピアに、一般保険会社のイスラーム・ユニットは250億ルピアに、再保険会社のイスラーム・ユニットは500億ルピアにそれぞれ引き上げなければならない。この新しい規則により、保険会社数は減少する可能性が指摘されたことから、政府は最低資本金の達成期限を2014年までに延期している。

(3) ファイナンス会社

現在209あるファイナンス会社のなかで、イスラーム・ファイナンス会社は16社である。2009年6月時点でのファイナンス会社の融資総額161.8兆ルピアのうち、イスラーム・ファイナンス会社の割合は10%程度である(2009年11月11日付KONTAN紙)。イスラーム銀行の貸出が銀行全体の2%程度であることを考慮すると、リースや企業などの売掛債権を買い取りそれを回

収するファクタリング、クレジットカードを主な業務とするファイナンス会社の業務は、ムラーバハ契約によるイスラーム金融が浸透しやすい市場であると思われる。また、人口が多く、自動車や二輪車の購入など耐久消費財の購入に対する国内需要が今後も伸びると見込まれているインドネシアでは、今後イスラーム・ファイナンス会社が拡大する余地は大きい。

第2節 イスラーム金融の環境整備

1. シャリーア・ボード

イスラーム金融に関するシャリーアへの適合性を判断する機関（シャリーア・ボード）は、インドネシアでは国レベルと各機関レベルに置かれている。国レベルのシャリーア・ボードは、シャリーア国民審議会（Dewan Nasional Syariah: DNS）である。DNS はインドネシア最大のイスラーム団体であるインドネシア・ウラマー協議会（Majelis Ulama Indonesia: MUI）の下に組織され、MUI 内でのイスラーム金融機関の活動に関する問題を取り扱う。DNS はイスラーム金融機関の金融取引をシャリーア原則とシャリーアの価値に照らし、内容を吟味、詳細に精査したうえで、金融取引の指針をファトワー（イスラーム法学者による法学意見）という形で発布することをその任務とする。DNS は、36名の委員からなる理事会および21人の委員からなる事務局で構成されている。イスラーム金融取引に関するファトワーは要求払い預金に関する第1号が2000年4月1日に出されて以降、現在61のファトワーが出されている。DNS がファトワーを出すためにはすべてのイスラーム学派の承認を必要とする。

一方、個別のイスラーム銀行レベルでもシャリーア監視委員会（Dewan Pengawas Syariah: DPS）を設置しなければならない。委員の数は商業銀行が2名、庶民信用銀行が1名である。各委員による DPS の掛け持ちは3行まで認められている。個別銀行の DPS の役割は、各銀行における金融活動がシャリーア適格であるかどうかを審議することである。またイス

ラーム金融の新商品をそれぞれの銀行が開発した場合、DPSが審議したうえでDNSに新商品の申請を行い、DNSのファトワー交付を経て中央銀行からの許可を得る必要がある。

このようなシャリーア・コンプライアンスの実践を円滑に行うため、中央銀行は中央銀行内にイスラーム銀行委員会の設置している。イスラーム銀行委員会は、MUI-DNSの出したファトワーを中央銀行規則に反映させる機能をもつ。委員会はインドネシア銀行、宗教省および一般から選ばれた最大11名の委員からなり、任期2年（最長6年）である。主な任務は(1)MUI-DNSのファトワーをイスラーム銀行業に沿って解釈すること、(2)MUI-DNSのファトワーを中央銀行規則に反映させること、および(3)イスラーム銀行の促進である。

2. 会計

インドネシアでは、2002年までイスラーム金融のための会計基準が存在しなかったが、2002年5月によくイスラーム金融会計基準（2002年PSAK No.59）が作成された。これは10のイスラーム金融取引⁽³⁾をまとめた会計基準であった。

しかし、このひとつの基準では十分にイスラーム金融取引を処理できないという批判があったため、2007年に6つの独立した会計基準が導入され（2007年PSAK No.101 - No.106）⁽⁴⁾、2009年にはPSAK107「イジャラーに関する会計基準」、PSAK108「保険取引に関する会計基準」も導入された。

一方、PSAK No.59には存在したものの現在の会計基準ではまだ対応できていない契約もいくつかある。現在は、ザカート（喜捨）とインファク（扶養のための支出）の会計基準やハワラ（送金）の会計基準などは公開草案として提出されている段階である。資本市場取引などに関しても今後イスラーム金融商品に関する会計基準の早急な作成が待たれている。

3. 税制

イスラーム金融取引を導入する際の重要な課題が二重課税の問題である。ムラーバハなど銀行が顧客に代わって商品などを購入しそれを売却する取引では、商品の売買に際して二重に課税されることになる。そのため、この問題を解決することがイスラーム金融取引を拡大させるための鍵となる。インドネシアでは、2009年9月に、付加価値税および奢侈税法が改正されたことで、この問題は解決した（2010年4月施行）。

これ以前は、イスラーム金融取引には所得税と付加価値税がかかっており、財務省は中央銀行規則で対応していたが、2009年の法改正により、二重課税の問題が解決したことで今後のイスラーム金融拡大にとって大きな弾みとなっている。

4. 流動性管理

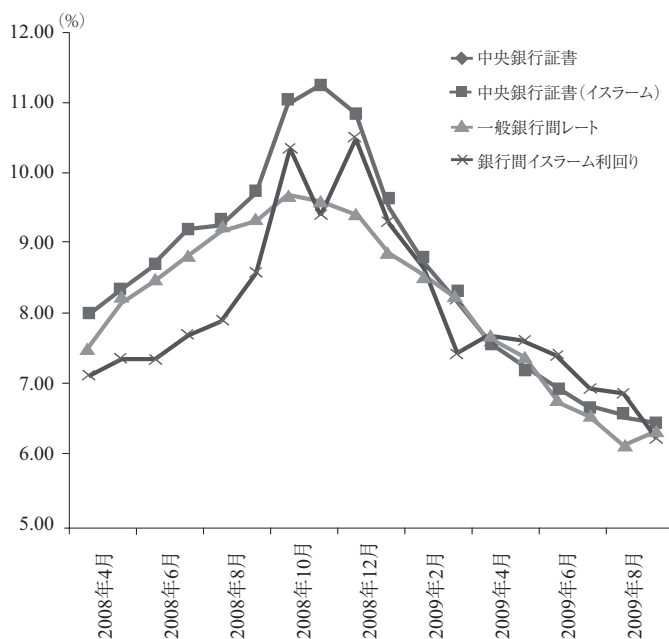
流動性を管理するインターバンク市場の整備は2000年から始まっている。2000年に中央銀行はムダーラバ・インターバンク投資証券の発行を定め、2004年には中銀ワディア証書を導入した。しかし、2004年に中央銀行が即時グロス決済によるペーパーレス化（Bank Indonesia-Scriptless Securities Settlement System: BI-SSSS）を導入したことにより、ムダーラバ・インターバンク投資証券の発行は2007年に、中銀ワディア証書の発行も2008年に中止となっている。

中央銀行は中央銀行規則で、イスラーム銀行の流動性管理をシャリーアにもとづいた市場公開操作およびオーバーナイトでの預金・貸出制度（Standing Facility）によって行うことを定めた。中央銀行シャリーア証書（Sertifikat Bank Indonesia Syariah: SBIS）の発行やイスラーム国債の売買、レポなどを通じて行うとしており、この規則によって当面イスラーム銀行の流動性の管理の問題は対処されることになる。

5. イスラーム金融取引市場

一般銀行の金利とイスラーム金融市場での利益率の関係に関する分析は、イスラーム金融取引が盛んで市場に厚みのあるマレーシアなどで多く行われている。一般金融市場とイスラーム金融市場とでは、金利（利益配分率）は理論的には異なる動きが期待されるが、Bacha [2009] によるマレーシアの銀行間市場の分析では、一般銀行の金利とイスラーム銀行の利益率の間には非常に強い相関があり、またイスラーム金融の率は基本的に一般市場金利より低く、一般市場金利を追随する形になっていることを指摘している。

図2 一般銀行の金利とイスラーム金融市場の利益率比較



(出所) 図1に同じ。

(注) 中央銀行証書と中央銀行イスラーム証書の利率はすべての期間で等しい。

この点について、インドネシアの一般銀行の金利とイスラーム金融市場での利益配分率の比較を行ってみると（図2）、インドネシアでは、イスラーム金融市場の利益配分率が一般銀行の金利が高い時期が多く、変化の幅も大きい。これはマレーシアでみられる現象とは逆である。イスラーム金融の利益配分率が高い理由は、インドネシアの金融市場は出来てまだ日が浅く、市場操作のための手段が限られ、急増する参加イスラーム金融機関の需要を充たす供給ができていないためと思われる。

6. イスラーム専門銀行への再編成

現在、25行の商業銀行がイスラーム金融を専門に扱う部門であるイスラーム・ビジネス・ユニット（イスラミック・ウィンドウ）を置き業務を行っている。2008年のイスラーム銀行法の制定により、今後はイスラーム・ビジネス・ユニットを本体から切り離し（スピン・オフ）、一般銀行の子会社のイスラーム専門銀行として設立しなおす必要がある。現在対象となるのはイスラーム・ビジネス・ユニットの資産が当該銀行の総資産の50%を超える銀行であるが、その他の銀行も2008年の法律の発効から15年以内にユニットをスピン・オフして子会社化しなければならない。これにしたがい2009年には、Bank Bukopin Syariah と BRI Syariah がイスラーム専門銀行に転換した。

イスラーム金融の業務を一般銀行の一部門としてではなく、専門銀行として特化することで、効率性および健全性、さらにイスラーム銀行としての正統性を確保することを目的としている。さらに、イスラーム・ビジネス・ユニットが単体の銀行として活動することで、事業規模が拡大することが見込まれ、それがイスラーム金融市場のさらなる拡大につながるとしている。

しかし、イスラーム専門銀行の設立には最低資本金として1000億ルピアが必要であるため、単独での子会社化は負担が大きい。そのため、不足する資本分を外国資本でまかなうことも期待されている⁶⁾。さらにイスラーム銀行子会社の設立に際して、合併・統合が行われる可能性も高い。また、中央

銀行は一般銀行のイスラーム銀行への転換も推奨しており、イスラーム銀行への転換を希望する銀行が、他行で子会社化された銀行を吸収・合併するなど銀行部門全体で再編が生じる可能性がある。これは、現在 121 行ある銀行数を 50 行程度まで減少させたい中央銀行の思惑とも一致する。

第3節 金融部門におけるイスラーム銀行の位置づけ

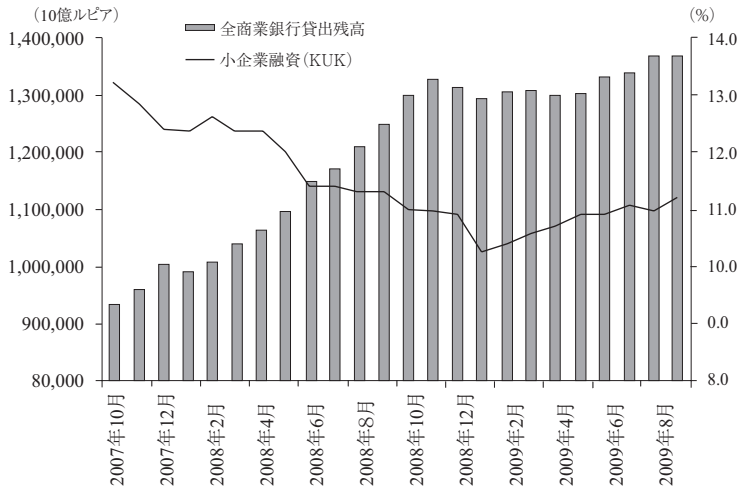
2004 年に中央銀行が発表した銀行部門全体の再編計画では、イスラーム銀行と一般銀行との二重システムをとることで、インドネシアの銀行システムをより堅固なものにし、それを通じて幅広く資金を供給できるようにすることを目標としている。以下では、インドネシアの銀行部門におけるイスラーム金融の位置づけについて検討する。

1. 中小零細企業向け金融の役割

インドネシアでは、イスラーム金融は一般銀行を補完してインドネシア銀行部門の発展と拡大を促進する役割が期待されている。具体的には、イスラーム金融を通じた中小零細企業への貸出の拡大である。中小零細企業とは中央統計局の基準では従業員 100 人以下を中企業、10 人以上 20 人以下を小企業、それ以下を零細企業としている。インドネシアでは中小零細企業の数企業が全体の 80% 以上を占める。これらの企業は、資金需要はあるものの銀行へのアクセスはまだ十分ではないため、中小零細企業に資金をいかに提供していくかは、常にインドネシアの銀行部門が抱える課題となっている。図 3 は一般商業銀行の貸出と中小零細企業向け貸出の割合の推移である。銀行はその貸出の 20% を中小企業へ貸し出すことを義務付けられているが、銀行の貸出自体が伸び悩むなか、中小零細企業への貸出はさらに減少し続けている。

中小零細企業への貸出を促進するために、政府はさまざまな政策をとっている。そのひとつは、商業銀行の下にある庶民信用銀行の整備である。

図3 全銀行貸出と中小零細企業向け貸出割合



(出所) 図1に同じ。

2007年10月には中小企業向け少額融資の促進を目的とした、庶民事業資金（Kredit Usaha Rakyat: KUR）プログラムを導入した。これは、プログラムに登録した銀行が、5億ルピア（約550万円）を上限として運転資金を中小零細企業に貸し出す際に、担保の不足分の7割を上限に信用保険機関が保証するものである。これにより、担保不足が原因で中小零細企業への貸出に消極的であった銀行の貸出を促進しようとしている。このプログラム導入の背景には、インドネシア経済を支える中小零細企業4880万社（2006年末時点）のうち39%にあたる1910万社しか銀行へのアクセスがないという事実がある。このため、インドネシア政府は、中小零細企業への資金の新たなチャネルとしてイスラーム金融を活用し、中小零細企業への貸出を増加させたいという思惑がある。

商業銀行より小さい庶民信用銀行のなかで、シャリーアに則った金融商品を扱うイスラーム庶民信用銀行は現在128行である。約1800行ある庶民信用銀行の1割以下であるが、表3にあるように、庶民信用銀行全体におけるイスラーム庶民信用銀行の資産・貸出額の割合は近年拡大している。

表3 イスラーム庶民信用銀行の規模の推移

	(単位：百万ルピア)				
	2005	2006	2007	2008	2009
銀行数	92	105	114	131	138
資産額	586	896	1,216	1,693	2,124
貸出額	417	616	891	1,257	1,590
全庶民信用銀行に占める割合（資産）	2.9%	3.9%	4.4%	5.2%	5.7%
全庶民信用銀行に占める割合（貸出）	2.8%	3.6%	4.3%	4.9%	5.7%

(出所) インドネシア銀行, Islamic Banking Statistics, 2010年3月号。

イスラーム庶民信用銀行の拡大は銀行全体で考えると非常に小さな変化とはいえ、中小零細企業が必要とするものは、借入の多寡よりも金融サービスへのアクセスであることを考えると、イスラーム庶民信用銀行に期待される役割は大きい。

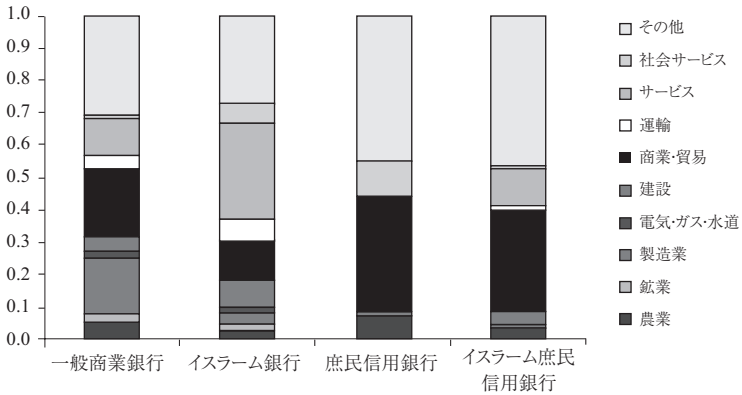
2. イスラーム庶民信用銀行の貸出

つぎに、イスラーム庶民信用銀行がどのような貸出を行っているかをみることで、中小零細企業への貢献を検証することにする。

中央統計局によると2004年の零細企業数は1715万社あるが、これらは法人格をもつような企業ではなく、ごく少人数で事業を行っている事業体である。そのうち6割を商業、小売飲食業などの業種が占めるが、商業、小売飲食業は、少ない元手で始めることのできる参入の容易な業種であるといえる。したがって、このような業種の事業主が必要とするのは、比較的低い初期投資のための資金ではなく、事業を継続・拡大させるための運転資金である。

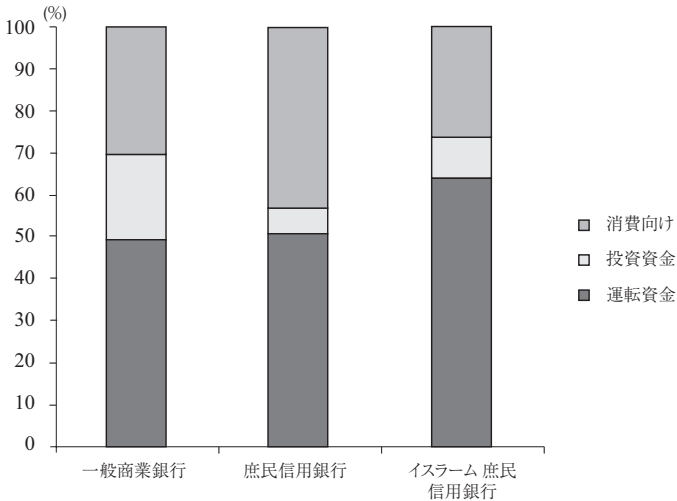
図4は各銀行が、どのような産業に貸出を行っているか、その構成比を示したものである。イスラーム庶民信用銀行は全体の31.5%を小売飲食業を含む商業および貿易に貸している。これは一般商業銀行の20.8%、一般イスラーム商業銀行の12.3%よりはるかに多く、インドネシアの中小零細企業の主な業種がアクセスしやすい金融機関となっていることを示唆している。

図4 一般銀行とイスラーム銀行の産業別貸出構成



(出所) 図1に同じ。

図5 一般銀行と庶民信用銀行 (BPR) の種類別貸出



(出所) 図1に同じ。

図5は、各銀行の貸出を種類別にみたものである。近年一般の商業銀行の貸出は企業向けではなく、個人の消費向けの貸出が急増している。2008年からの金融危機の影響で世界的に景気が低迷するなか、インドネシアは

GDP の約 6 割を占める民間消費が経済を下支えした。銀行貸出全体が伸び悩むなかでの消費向け資金の増加は、生産部門へ資金が供給されていないことの裏返しでもある。今後世界経済が回復するなかで、政府が目標とする年率 7% の経済成長を達成するためには、企業部門への資金の投入が不可欠である。

こうしたなかで、イスラーム庶民信用銀行は、貸出の 7 割以上を運転資金と投資資金を合わせた事業資金として貸し出しているが、そのうち運転資金が 6 割を超えている。これは庶民信用銀行の顧客の多くが中小零細企業であり、資金需要が短期資金にあるためである。このことから、中小零細企業金融を促進するという役目を負ったイスラーム庶民信用銀行はその機能を果たしつつあることがうかがえる。

さらに、インドネシアでは BMT (Baitul Mal Wa Tamwil) というセミフォーマルなイスラームマイクロファイナンス実施機関の活動が活発である。現在約 3500 の BMT が存在し、その資産は 3 兆ルピアともいわれる⁽⁶⁾。これはイスラーム銀行資産の約 7% にあたり、現在その数も拡大している。こうしたことから、ムスリムの多い途上国であるインドネシアでは、イスラーム金融による小規模な金融サービスを必要とする層は厚いといえ、政府がイスラーム金融を中小零細企業向け機関として位置づけていることは、需要とマッチしているといえる。

3. イスラーム金融定着へ向けた今後の課題

中央銀行が 2002 年にイスラーム銀行発展のために示した詳細な計画（青写真）は、2002 年からの 10 年間を 3 つの期間に分割し、各期間（ステージ）に優先的にとられるべき戦略の指針として、イスラーム金融関係者への基準となることを目的としている（表 1）。

青写真のなかで中央銀行はイスラーム銀行がインドネシアで今後発展していくための問題点をいくつか挙げている。まず、包括的かつ適切な規制・監督の枠組みや手段がないことを挙げている。また、イスラーム銀行のサービスを受けられる地理的範囲や商品の品ぞろえがまだ限られていること、

イスラーム金融の手法がムスリム・非ムスリムを含めた一般の銀行利用者に十分に認知されていないこと、効率的な銀行運営を支える制度構造がなく、銀行運営が非効率であること、損益分配ベースでない資金運用が多いこと、国際イスラーム銀行の水準を充たしていないこと、などである。青写真は、こうした問題点を解決していくための、具体的な発展のステップを示している。

2009年は、3段階に分けられた発展段階の最終ステージ(2008～2011年)であり、「国際水準の活動サービスを目指す段階」にある。すでにみたようにイスラーム銀行法など法律が整備され、主要な会計基準が導入されたことで、基本的なインフラは整ったといえる。シャリーア・コンプライアンスに必要な協議会、委員会も設置された。問題が発生した際に調停を果たす機関としては1993年に設立されたBadan Arbitrase Muamalat Indonesia (BAMUI)は存在するが、この機関は金融分野に明るくとはいえず、改善の余地がある。また、イスラーム金融普及のためのイスラーム金融情報センターであるForum Komunikasi Pengembangan Perbankan Syariah (FKPPS)はまだ設立されていない。

青写真のなかでも触れられているが、今後の課題としてまず重要なことは、イスラーム金融の国民全体への普及である。インドネシアはムスリムが多いとはいえ、イスラーム金融への一般の理解は低い。これは、イスラーム金融が政治的イシューになりやすい中東の国々とは状況が異なっている。今後、イスラーム金融をインドネシアの金融部門の一部としてより拡大させていくためには、ムスリム・非ムスリム問わず一般利用者の理解を深めるためにはさまざまな場面で啓蒙・普及に努める必要がある。そのためにもインドネシアでのイスラーム金融商品は高度な金融技術を駆使したものではなく、理解しやすい簡単なものである必要がある⁷⁾。また、資本市場、保険、投信などの幅広い分野での多様な商品開発も不可欠である。

イスラーム金融に対する理解不足のつぎに問題とされるのが、人材不足である。一般の人々にイスラーム金融を普及するためには、早急にイスラーム金融商品に関する知識をもった人材を育成する必要がある。イスラーム金融を普及させるためのサービス拠点の拡大も今後の人材育成にかかって

いる。さらに損益分配方式による運用をイスラーム金融の要とするためにも、イスラーム金融の知識とともにモニタリング技術などをもった人材の育成が急がれる。インドネシアでは、マレーシアのように国が主導して人材育成に取り組むという姿勢（第7章マレーシア参照）ではないが、現在多くの大学でイスラーム経済・イスラーム金融学科が設立されている。

おわりに

インドネシアでは、イスラーム金融をアジア通貨危機後の銀行部門の再建策の重要な要素として組み入れてきた。一方、世界でイスラーム金融が国際金融市場の有力な金融手法として確立しつつあるなかで、インドネシアも国際金融市場のプレーヤーとなるためには、国内のイスラーム金融制度を整備を急ぐ必要があった。

2008年にイスラーム銀行法が成立したインドネシアは、遅ればせながら国際金融市場に対して、インドネシアがイスラーム金融のファシリティを有すること、今後イスラーム金融市場でのプレーヤーとしてふるまう意思があることを世界に示すことができた。2009年に初のイスラーム国債の発行が成功裏に終わったことも、インドネシアにおけるイスラーム金融の発展が確実なものであることを示したといえる。

しかし、インドネシアにおけるイスラーム金融の役割は一般銀行を補完しながらインドネシアの国内銀行部門の発展を担うものであり、イスラーム金融の国際的なハブやゲートウェイを目指すマレーシアや英国、それに続こうとするシンガポールや香港における役割とは異なっている。一応、インドネシア政府もイスラーム金融発展の目標を国内だけにはとどめておらず、国際金融市場も視野に入れている。中央銀行は2007年にイスラーム銀行発展のための加速プログラムを発表し、インドネシアのイスラーム金融がASEANのなかで「最も魅力的」な市場となることを目指すとしている。

しかしイスラーム金融が発展するためには国内金融システムの発展が不可欠である。現実にはインドネシア経済における金融部門の占める割合はま

だ小さく、銀行部門の預金総額は GDP の 37%、貸出総額は 24%に過ぎず、資本市場の規模も小さい。そのようなインドネシアにとってまずは国内の銀行部門・資本市場の発展が重要である。そのなかで、イスラーム金融は、とくに中小零細企業へ資金を提供していくことが期待されている。本章ではイスラーム庶民信用銀行など小規模のイスラーム銀行が、中小零細企業への資金需要にあった貸出を行っていることを確認した。現在のイスラーム銀行資産の全体に占める割合はいまだ 2%であり、目標の 5%達成は 2010 年でも難しい状況にあるが、5%という目標を早期に達成できなくとも、イスラーム金融市場が有望な市場であることに間違いはない。そのため、資産規模の数値だけにとらわれず、イスラーム金融を支える制度のさらなる整備・拡充に注力して強固なシステムを構築することが将来的な発展のための近道であろう。

[注]

- (1) 国内イスラーム国債に対する市場の需要は旺盛で 5 兆ルピアの予定に対して 8 兆ルピアの応札があった。しかし政府は予定額を引き上げることなく 4.69 兆ルピアの発行を行った。
- (2) 2 トランシェの発行で、シリーズ FR0003 は、5270 億ルピア、償還期限 2015 年、利回り 9.68%、シリーズ FR0004 は 5500 億ルピア償還期限 2013 年、利回り 9.4%。
- (3) 10 の金融取引とはムダーラバ、ムシャーラカ、ムラーバハ、サラーム/サラーム類似、イステイスナー/イステイスナー類似、イジャーラ、ワディーア、カルド、シャルフ、ザカートである。
- (4) PSAK No.101 (イスラーム金融財務報告)、PSAK No.102 (ムラーバハ会計)、PSAK No.103 (サラーム会計)、PSAK No.104 (イステイスナー会計)、PSAK No.105 (ムダーラバ会計)、PSAK No.106 (ムシャーラカ会計)。これらの基準は 2008 年 1 月 1 日より適用。
- (5) BNI (Bank Negara Indonesia) は 2008 年にイスラーム・ビジネス・ユニットを切り離し、サウジアラビアの Islamic Corporation for the Development (ICD) と合弁イスラーム銀行を設立する意向を表明した。
- (6) BMT に関する正式な統計はまだ整っていない。
- (7) イスラーム金融関係者への 2008 年の筆者インタビューより。

[参考文献]

<日本語文献>

濱田美紀 [2007] 「インドネシア銀行部門の長期再編計画 -2010 年に向けて」 (『アジア研ワールドトレンド』 No. 137)。

吉田悦章 [2007] 『イスラム金融入門』 東洋経済新報社。

<外国語文献>

Bacha, Obiyathulla Ismath [2009] "The Islamic Inter Bank Money Market and a Dual Banking System: The Malaysian Experience," *IMEFM*.

Bank Indonesia [2002] The Blueprint of Islamic Banking Development in Indonesia.

—— [2004] *Arsitektur Perbankan Indonesia*.

—— [2007] *Kebijakan Akselerasi Pengembangan Perbankan Syariah 2007-2008*.